



現在、全国的に消防団員数が減少しており、また、仕事の都合で出動に時間がかかるなど、火災や風水害が発生したときの即応体制を維持することが課題となっています。

そこで、西海市では令和5年度から機能別消防団員制度を導入し、課題解決を目指します。

#### ○機能別消防団員って、なに？

機能別消防団員とは、通常の消防団員（基本団員といいます。）と同じように活動できない方でも、それぞれの事情や能力に応じて役割を限定して参加していただくことで、地域防災の充実を図り、地域の皆さんのが安心して過ごせるまちづくりを目指して導入するものです。

#### ○どんな活動をするの？

西海市では、つぎの2つの機能別消防団員を募集します。

##### ・機能別補助団員



住所地か、勤務地を管轄する分団で活動します。

火災が発生した際に現場に直行し、消火栓などによる初期消火を行い、基本団員到着後、指示により後方支援を行っていただきます。  
また、台風などの水火災時に分団長からの要請があれば、避難誘導や情報収集の補助をお願いすることあります。  
※消防車両やポンプの操作はありません。

##### ・機能別ラッパ鼓隊員

住所地か、勤務地の方面団（町）ラッパ鼓隊に所属します。

消防出初式などの行事でラッパなどの演奏を行います。

※機能別補助団員、機能別ラッパ鼓隊員を兼務することも可能です。



#### ○入団するための条件は？

西海市内に居住又は勤務している18歳以上の健康な方で、次の条件に一致する方は男女問わず歓迎します。

- ・機能別補助団員 消防団員又は消防職員として5年以上の経験がある方
- ・機能別ラッパ鼓隊員 経験の有無にかかわらず、ラッパを吹くことに興味がある方。

#### ○たくさん活動するの？

最低限の訓練（年に数回の消火栓などからの消火方法確認、ラッパの練習）はありますが、基本団員のように警戒活動、手入れ、車両やポンプを使った訓練などではなく、負担があまり掛からないよう配慮することとしています。

#### ○待遇はどうなるの？

機能別消防団員の待遇はつぎのとおりです。

- ・報酬 (例) 災害出動（火災、風水害等）の場合：2時間以内のとき2,000円  
災害内容や活動時間によって異なります。詳しくはお問合せください。  
(支給時期は12月と3月)
- ・補償 消防団活動中のケガは公務災害補償が適用されます。
- ・貸与品 それぞれの活動に必要な被服品などは市から貸与します。

入団を希望される方、興味のある方は西海市役所防災基地対策課・各総合支所・お近くの分団までお問い合わせください！



お問い合わせ先 防災基地対策課

857-2392 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地（市役所本庁舎2階）

電話/0959-37-0028